平成２４年（フ）第１２４８号
京都府京田辺市草内鐘鉦割42番地の１　１―438号
債務者　清水　健太
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２９５号
京都市右京区太秦開日町24番地11　エレガンスフォルム山本305号室
債務者　鷲見　清美
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３９２１号
大阪府箕面市瀬川４丁目４番５号
債務者　塚田　史郎
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２１６号
大阪府枚方市山之上２丁目29番12号
債務者　下飼手美恵子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２２９号
大阪府門真市向島町７番17号　シャルマンＹＴ103号
債務者　南　　好美
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２５９号
大阪市東住吉区田辺２丁目７番21号　ロイヤル田辺406号
債務者　松原　礼子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２６３号
大阪市北区天満１丁目18番６―314号
債務者　出口久仁香
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４２５号
大阪府豊中市少路２丁目７番７―205号
債務者　福田　**隆**行
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４９６号
大阪市城東区今福南１丁目８番30号　中塚ハイツ101号
債務者　貞山　一男
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５１１号
大阪府寝屋川市境橋町19番12号
債務者　古城　悠左
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５４２号
大阪市阿倍野区旭町２丁目２番３―904号
債務者　辻本　修身
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６３２号
大阪市旭区高殿５丁目12番６―1005号
債務者　池田　厚正
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６４９号
大阪府東大阪市大蓮南４丁目19番19号
債務者　広田ひとみ
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６７８号
大阪市北区豊崎５丁目７番24―606号
債務者　笠野　洋子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６８７号
大阪府吹田市南吹田５丁目22番３―304号
債務者　徳田　俊江
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７２１号
大阪府茨木市水尾３丁目２番30号
債務者　奥田美和子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７５１号
大阪市住之江区浜口西２丁目10番20号　栄光ロイヤルハイツ501、前住所大阪市住之江区浜口西１丁目13番６号　302号
債務者　甲田　秀年
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７５６号
大阪市平野区長吉長原１丁目１番48―102号
債務者　加藤　敬子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部